

美幌町水防計画

令和5年3月

美幌町防災会議

水防計画目次

第1章 総 則

第1節 目 的	1
第2節 水防責任の大綱	1

第2章 水防組織と機構

第1節 水防管理団体の組織と機構	3
第2節 河川管理者、隣接市町管理団体、消防組合及び警察官並びに水防団体との協力、応援	4

第3章 重要水防区域の水防施設

第1節 重要水防区域の指定	6
第2節 水防施設	6

第4章 通信連絡

第1節 気象警報等の通信連絡	8
第2節 町の通信施設	13
第3節 水防信号	14

第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制	15
第2節 監視及び警戒	17
第3節 警戒区域の設定	18
第4節 水防工法	18
第5節 避難及び立退き	18
第6節 決壊通報	19

第6章 公用負担等

20

第7章 水防報告

22

第8章 水防訓練

23

第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水防止のための措置

第1節 浸水区域の避難確保等	24
----------------	----

別 表

別表1 水防本部の組織	26
別表2 水防本部の業務分担	27
別表3 消防機関の組織（非常災害時）	31
別表4 美幌町の非常配備体制の動員方法	32
別表5 重要水防区域・低地帯浸水区域	33
別表6 水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準	35

資 料

資料1 樋門・樋管管理状況一覧表	45
------------------	----

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1 この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき美幌町（以下「町」という。）の水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、河川の増水、その他による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防責任の大綱

(水防の責務)

第1 法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1 水防管理団体

(1) 水防管理団体（美幌町）

法第3条の規定に基づき、美幌町の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者（美幌町長）

美幌町防災会議に諮って北海道の水防計画に応じた水防計画を作成すること。

2 美幌・津別広域事務組合

法及びこれに基づく水防計画の定めるところに従い、消防機関の出動等、水災時の応急対策を実施すること。

3 網走開発建設部

(1) 所管する河川の水防警報の発表に関すること。

(2) 所管する雨量水位観測所において観測した雨量水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること。

(3) 所管する河川について維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行なう。さらに、洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防ぎよさせ又は被害を軽減させる助言、勧告をすること。

(4) 網走地方气象台と共同で行う網走川水系網走川・美幌川洪水予報の発表に関すること。

4 網走地方气象台

(1) 水防活動用気象注意報及び水防活動用気象警報の発表に関すること。

(2) 網走開発建設部と共同で行う網走川水系洪水予報の発表に関すること。

5 北海道

(1) オホーツク総合振興局

ア 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導すること。

イ 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に通知すること。

(ア) 網走地方气象台が気象の状況により洪水等の恐れがあると認め発表する通知。

第1章 第2節 水防責任の大綱

(イ) 法第16条第1項の規定により指定した河川につき、網走開発建設部長が発表する水防警報。

(ウ) 網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する網走川水系の洪水予報。

(2) オホーツク総合振興局網走建設管理部

ア 所管する河川の水防警報の発表に関すること。

イ 所管する雨量水位観測所において観測した水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること。

ウ 所管する河川について維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。

エ 水防管理者に技術指導を行うこと。

6 美幌警察署

(1) 水災等の情報の収集、人身安定のための広報活動の実施及び水防活動用予警報の伝達について協力を行うこと。

(2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力を行うこと。

(3) 水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締まりを行うこと。

7 住居者等の義務

法第24条の規定に基づき、美幌町の区域内に居住する者及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第2章 水防組織と機構

第1節 水防管理団体の組織と機構

(組 織)

第1 町は、洪水その他による水災の発生又は発生するおそれがあるときは、美幌町災害対策本部条例（昭和38年美幌町条例第21号）に定めるところに準じ、水防本部にて水防に関する事務を処理するものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとする。

(水防本部各部の業務分担)

第2 水防本部各部の組織及び業務分担は、「美幌町地域防災計画(一般防災編)第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」のとおりとする。

(消防機関の組織)

第3 消防機関の組織は、「美幌町地域防災計画(一般防災編)第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」のとおりとする。

(消防機関の水防活動区域)

第4 消防機関の水防活動区域等は、次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めたときは各分団ごとに分担区域を定め、水防活動にあたらせるものとする。

なお、この場合の現場責任者は各分団の分団長とする。

管 轄 区 域	担当分団名	責任者	人員	河川名
町内一円	団本部 (女性部含む)	団 長	20	総括及び 後方支援
	第1分団	分団長	30	網走川
	第2分団	分団長	30	美幌川
	第3分団	分団長	30	魚無川

第2節 河川管理者、隣接市町管理団体、消防組合及び警察官並びに水防団体との協力、応援

(河川管理者の協力)

第1 河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に、次の協力を行う。

1 北海道開発局長の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（網走川・美幌川の水位、雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材等の提供
- (5) 洪水等による甚大な災害時に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の伝達・収集等を行うための水防管理団体への職員派遣（リエゾン・テックフォース派遣）

2 北海道知事の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材等の提供

(隣接市町水防管理団体との協力応援)

第2 法第23条の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりである。

	市町村名	電話番号	消防機関
美幌町役場 73-1111	北見市	0157-23-7111	0157-56-2155
	北見市(常呂総合支所)	0152-54-2111	0152-54-2630
	北見市(端野総合支所)	0157-56-2111	0157-56-2155
	網走市	0152-44-6111	0152-43-2220
	津別町	76-2151	
	大空町	74-2111	74-2619
	大空町(東藻琴村総合支所)	0152-66-2131	0152-66-3344

(消防機関への出動要請)

第3 水防管理者は、水防上必要があると認めたときは、美幌・津別広域事務組合（以下「消防機関」という。）に対し、応急処置の実施に必要な準備又は、出動を要請するものとする。

第2章 第2節 河川管理者、隣接市町管理団体、消防組合及び警察官
並びに水防団体との協力、応援

- 1 要請を受けた消防機関は、水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 2 消防機関に要請する活動等については、美幌町地域防災計画に定めるところに準ずるもののほか、法に規定されている事項は次のとおりである。
 - (1) 増水、氾濫等の応急処置
 - (2) 警戒区域の設定
 - (3) 危険区域の巡視
 - (4) 情報伝達等
 - (5) サイレン、無線、通信施設の使用
 - (6) 消防職団員の出動、その他機械・機具等の使用
 - (7) その他

(警察官との協力応援)

第4 警察官との協力応援は、「美幌町地域防災計画(一般防災編) 第5章 第21節 災害警備計画」の定めるところに準じるもののほか、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 警察通信施設の使用 | 法第27条第2項 |
| 2 警戒区域の監視 | 法第21条第2項 |
| 3 警察官の出動 | 法第22条 |
| 4 避難、立退きの場合における通知 | 法第29条 |

(水防協力団体の指定)

第5 水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人、民間法人、自治会、ボランティア団体などを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(水防協力団体の業務)

第6 水防協力団体とは、次に掲げる業務を行うことができる団体とする。

- 1 水防上必要な監視、警戒その他水防活動への協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管及び提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集及び提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第3章 重要水防区域の水防施設

第1節 重要水防区域の指定

(重要水防区域等の指定)

第1 町内河川等で、水防上特に重要な警戒防ぎよ区域及び低地帯浸水警戒区域は別表5のとおりとする。

第2節 水防施設

第1 町内河川の水位及び雨量観測所は、次のとおりである。

(水位観測)

河川名	観測所名	位置	所管 (観測者)	水防団待 機水位	氾濫注意 水位	避難判 断水位	氾濫危険 水位
網走川	美幌	美幌町字鳥里3丁目 美禽橋上流右岸600m	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.80	12.00	12.30
美幌川	美幌橋	美幌町字美芳 美幌橋下流50m	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.70	11.20	11.40
	美幌川	美幌町字報徳26-1地先	北海道 (自記観測)	13.36	14.59		15.71
魚無川	魚無川	美幌町字青山南11地先	北海道 (自記観測)	25.06	25.35	25.82	26.03

(雨量観測)

所区	轄分	観測所名	河川名	位置	観測者名	通報先 (照会先)	電話番号
北海道 開発局	美幌	網走川	美幌町字鳥里3丁目	自動観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118	
	美幌峠	美幌川	美幌町字古梅337	自動観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118	
気象庁	美幌	美幌川	美幌町字福住	自動観測	網走地方气象台	0152 43-4349	
北海道	魚無川	魚無川	美幌町字青山南11地先	自動観測			

次のホームページから水位・雨量の観測情報を参照可能。

○国土交通省一市町村向け「川の防災情報」 http://city.river.go.jp/title_city.html

○国土交通省防災情報提供センター <http://www.jma.go.jp/jp/contents/index.html>

○国土交通省川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

○北海道川の防災情報 <http://www.river.go.jp/nrpc0302gDisp.do?areaCode=81>

○気象庁 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(水防資機材の備蓄)

第2 町は、水防活動に必要な水防資機材を備蓄するとともに、必要に応じ町内業者から調達するものとする。

(水防用土砂採取場)

第3 水防管理者は、有事に備え土砂を現地に堆積しておくものとする。

(排・取水門等の操作)

第4 排・取水門等の管理者(以下「施設管理者」という。)は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

- 1 施設管理者は、気象等の状況の通達があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。
- 2 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとする。
- 3 操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 操作員名
 - (3) 操作の時期及び通報
 - (4) 操作に関する記録及び報告
 - (5) その他

第4章 通信連絡

第1節 気象警報等の通信連絡

(水防活動用予警報等)

第1 水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、網走地方气象台、網走開発建設部及びオホーツク総合振興局網走建設管理部から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

なお、予警報及び特別警報、警報、注意報の種類、発表基準は別表6による。

1 水防活動用予警報等の種類

	種 類	発表機関	摘 要
気象予警報 (法第10条第1項 気象業務法第14 条の2第1項 気象業務法第15 条の2第1項)	大雨注意報・大雨警報 大雨特別警報 洪水注意報・洪水警報	網走地方气象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 (法第10条第2項 気象業務法第14 条の2第2項)	注意報・警報	網走開発建設部 網走地方气象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (法第16条第) ※	待機・準備・出勤・ 指示・解除	網走開発建設部 オホーツク総合 振興局網走建設 管理部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

※ 指定河川洪水予報(美幌町関係)…網走川水系網走川、美幌川

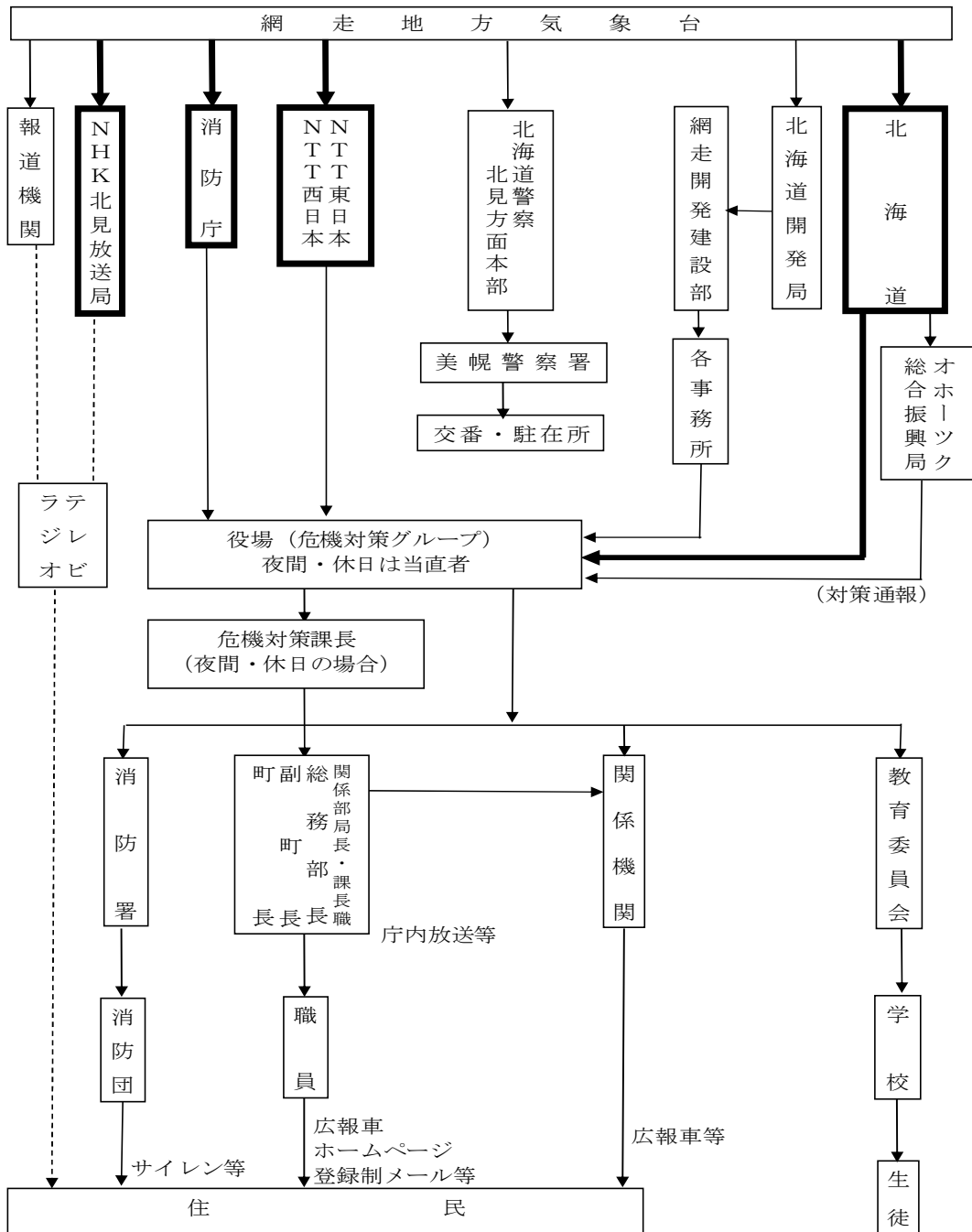
※ 水防警報…網走開発建設部又は網走建設管理部が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警戒して発表する。

※ 水防警報河川(美幌町関係)…網走川、美幌川、魚無川

(水防活動用気象予警報等の伝達)

第2 水防管理者は、水防活動用予警報・指定河川洪水予報・水防警報の通知を受けたときは、次表により伝達を行うものとする。

1 水防活動用気象予警報（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）



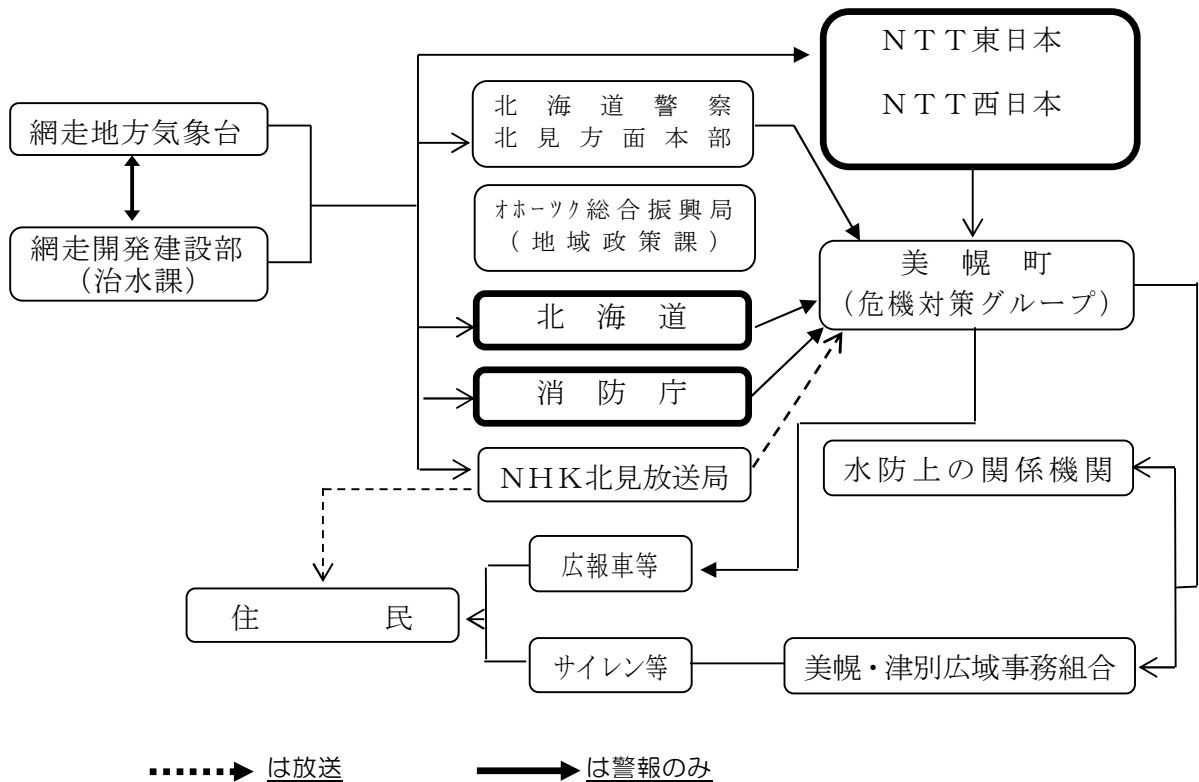
→ 警報のみ伝達

* 水防本部設置後の水防活動用気象予警報・指定河川洪水予報・水防警報ダム情報の通報及び決壊通報の受理及び伝達は、総務部が行う。

* 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第3号の規定に基づく法定伝達先。

第4章 第1節 気象警報等の通信連絡

2 指定河川洪水予報（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

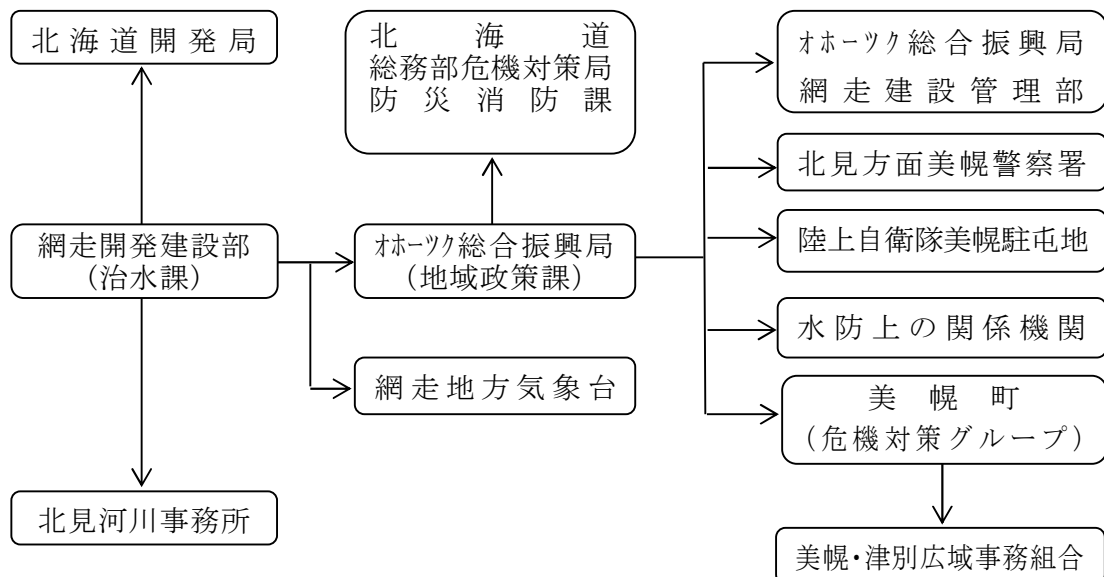


※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第4号の規定に基づく法定伝達先。

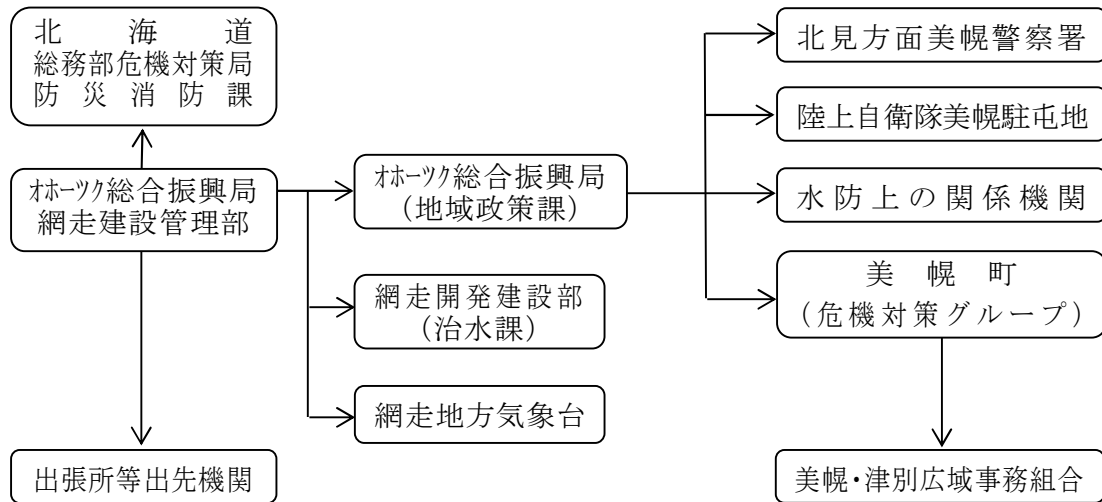
※ NTT 東日本・西日本については、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって指定河川洪水予報の通知に代えている。

3 水防警報（法第16条第1項、第3項）

(1) 北海道開発局が発表した場合



(2) 北海道が発表した場合



《水防警報の種類、内容及び発表基準》

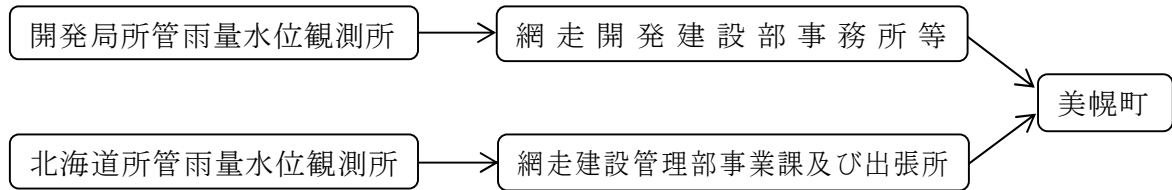
種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第4章 第1節 気象警報等の通信連絡

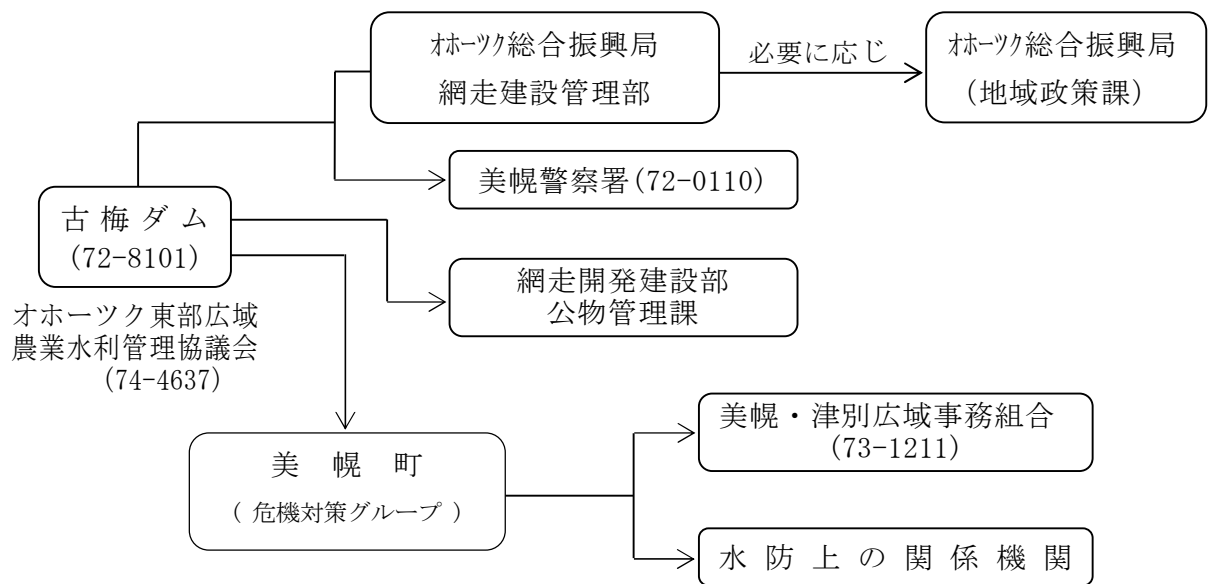
(雨量及び水位の観測通報系統図)

第3 雨量、水位の通報系統図は、次のとおりとする。



(ダムの情報の通報系統図)

第4 ダムの通報系統図は、次のとおりとする。



第2節 町の通信施設

(町の通信連絡)

第1 町の通信連絡は、東日本電信電話(株)北海道支店によるが、同施設が使用不能の場合は別記第1の副通信施設を用いて行い、「美幌町地域防災計画(一般防災編)第3章 第2節 災害通信計画」の定めるところに準じる。

また、町と水防関係機関と相互に行う通信連絡系統は、別記第2とする。

別記第1

副通信施設

専用通信施設	設置場所	施設種別	担当者	使用手続
町防災行政無線 (移動携帯局を含む)	美幌町役場 建設部 経済部	無線	建設課長 上下水道課長 農林政策課長	口頭
消防無線 (移動携帯局を含む)	美幌・津別広域事務組合	無線	警防主幹	口頭
道防災行政無線施設	美幌町役場	無線	危機対策課長	口頭

別記第2

町と水防関係機関と相互に行う通信連絡系統

連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統
美幌・津別広域事務組合	副署長	TEL 73-1211 FAX 72-0664	総合行政情報ネットワーク 6-665-3-499	自動車
オホーツク総合振興局 (地域政策課)	地域政策課長	TEL 0152-41-0625 FAX 0152-44-7261	総合行政情報ネットワーク 6-650-2191	自動車
網走開発建設部	治水課長	TEL 0152-44-6445 FAX 0152-45-3269	携帯電話 090-3395-3109	自動車
オホーツク総合振興局 網走建設管理部	治水課長	TEL 0152-41-0733 FAX 0152-45-1994	総合行政情報ネットワーク 6-650-4344	自動車
美幌警察署	署長	TEL 72-0110	自動車	徒歩
(株)NTT 東日本-北海道 北見支店	総括課長	TEL 0157-21-2250 FAX 0157-66-2045	北見設備部門 TEL 0157-22-5551	自動車
北海道電力ネットワーク(株)北見支店	お客さまサービス グループリーダー	TEL 0157-26-1029 FAX 0157-69-0067	企画総務グループ TEL 0157-26-1114	自動車

第3節 水防信号

(水防信号の指定)

第1 法第20条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりとする。

区分 方法	警鐘信号	サイレン信号			目的
警戒信号	○-休止 ○-休止 ○-休止	5秒-15秒 ○-休止	5秒-15秒 ○-休止	5秒-15秒 ○-休止	気象台から洪水警報を受けたとき又ははん濫注意水位になったとき
出動第1 信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 ○-休止	5秒-6秒 ○-休止	5秒-6秒 ○-休止	消防機関の全員出動信号
出動第2 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 ○-休止	10秒-5秒 ○-休止	10秒-5秒 ○-休止	本町の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難立退)	乱打	1分-5秒 ○-休止	1分-5秒 ○-休止		必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

(町の非常配備体制)

第1 町は、法第16条第1項に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、美幌町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

町の非常配備基準

種 別	配 備 の 時 期	配 備 内 容
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 災害が発生する危険性があるとき。 3 その他必要により本部長（町長）が当該非常配備を指令したとき。	1 総務部長は、危機対策課長及び危機対策グループ職員を招集し情報連絡にあたる。 2 状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2非常配備	1 局地的災害発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 その他必要により本部長（町長）が当該非常配備を指令したとき。	1 各部等の所管の人員をもってあたるもので、災害発生とともに、直ちに非常活動が開始できる体制とする。
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される時又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長（町長）が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な被害が発生したとき。	1 災害対策本部全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制とする。

(注) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

消防機関の非常配備基準

種 別	配 備 の 時 期	配 備 内 容
第1非常配備	1 美幌町の水防非常配備基準に基づく第1非常配備体制が決定したとき。	1 消防本部及び美幌消防署管理職を召集する。 2 災害対策本部からの情報又は連絡により、災害発生に備え職員に必要な指示を行う。
第2非常配備	1 美幌町の水防非常配備基準に基づく第2非常配備体制が決定したとき。	1 消防本部職員及び美幌消防署（非番・公休）職員並びに美幌消防団本部を召集する。 2 召集した職員の部隊及び任務分担を編成し、必要な装備及び資機材の点検を行い出動に備える。
第3非常配備	1 美幌町の水防非常配備基準に基づく第3非常配備体制が決定したとき。	1 美幌消防団の全部を召集する。 2 消防職員の部隊編成に加え、消防団の部隊及び任務分担を編成し、必要な装備及び資機材を配備し出動するものとする。

第2節 監視及び警戒

(常時監視)

- 第1 水防管理者は巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に報告するものとする。
- 2 水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。
- 3 河川別巡視責任者は次のとおりである。

担当する河川等	巡視担当	巡視責任者
網走川	建設部建設課	建設課長
美幌川	建設部上下水道課	上下水道課長
魚無川	総務部財務課	財務課長

(非常監視及び警戒)

- 第2 水防管理者は非常配備を指令したとき、又は水防上必要があると認めるときは、監視員及び消防機関の担当者に、その担当水防区域内の監視警戒を厳重にさせ、監視員は異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は、直ちに河川管理者等に連絡するものとする。

なお、堤防等の警戒巡視にあたり、特に監視を厳重にすべき事項は次のとおりとする。

- 1 居住地側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- 2 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- 3 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 4 堤防の水があふれる状況
- 5 排水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他構造物と堤防の取付け部分の異常
- 7 溜池等については1から6までのほか、次の事項について注意するものとする。
 - (1) 取水口の閉塞状況
 - (2) 流域の山崩れの状態
 - (3) 流入水並びに浮遊物の状況
 - (4) 余水吐及び放水路付近の状況
 - (5) 重ね池の場合の上部溜池の状況
 - (6) 取水門の漏水による亀裂及びがけ崩れ

第3節 警戒区域の設定

(警戒区域の設定)

- 第1 法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。
- 2 前項の規定による警戒区域において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第4節 水防工法

(水防工法)

- 第1 水防作業を行うにあたっては、堤防の構造・流速・堤防斜面・護岸の状態等を考慮し最も有効適切な工法で実施するものとする。
工法については国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室で発刊している「水防のしおり」を参考とする。

第5節 避難及び立ち退き

(避難及び立ち退きの指示)

- 第1 水防管理者は、堤防が決壊した場合、又は破堤の恐れのある場合は、「美幌町地域防災計画（一般防災編）第5章 災害応急対策計画 第6節 避難救出計画」の定めるところに準じ、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き又はその準備を指示するものとする。なお、立退を指示したときは、速やかに北海道知事（ホック総合振興局長）及び美幌警察署長に報告しなければならない。解除公示した場合も同様とする。

(警察官の避難の指示)

- 第2 警察官は、水防管理者が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又は準備を指示することができるものとする。

この場合において、直ちにその旨を水防管理者に通知するものとする。

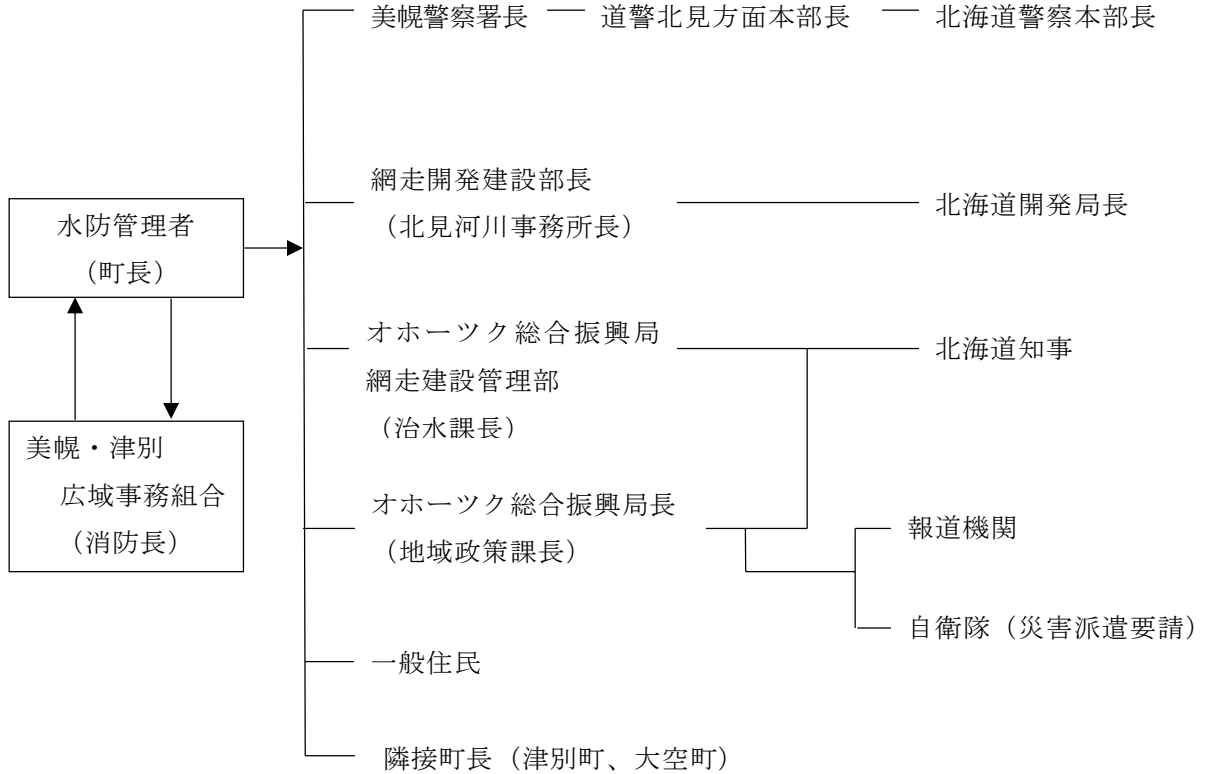
(避難者の輸送、避難場所の指定)

- 第3 避難者の輸送、避難場所の指定は、「美幌町地域防災計画（一般防災編）第5章 第6節 避難救出計画及び第17節 輸送計画」に定めるところに準じるものとする。

第6節 決壊通報

(決壊通報)

第1 堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防長は直ちに次表により通報するものとする。



(注) 消防長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第6章 公用負担等

(公用負担権限委任証)

第1 法第28条の規定により、公用負担命令を行うときは、水防管理者、又は消防長にあってはその身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合はこれを呈示するものとする。

第 号	
公用負担権限委任証	
住所	
職名	
氏名	
上記の者に	区域
における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。	
年 月 日	
委任者氏名	㊟

縦9 cm、横6 cm

(公用負担命令票)

第2 公用負担の権限を行使する者は、次に定める証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付するものとする。

第 号	
公 用 負 担 命 令 票	
	住 所
	氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。	
1	目的物
	(1) 所在地
	(2) 名 称
	(3) 種 類
	(4) 数 量
2	負担内容
	(使用、収用、処分等について詳記すること)
	年 月 日
	命令者 職 氏名 ㊟

(損失補償)

第3 水防管理者は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条第3項の規定により、損失を補償しなければならない。

(公務災害補償)

第4 法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和32年条例第1号)の定めるところにより補償しなければならない。

第7章 水防報告

(水防報告)

第1 水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長及び河川管理者に報告するものとする。

- 1 消防機関に出動を要請したとき
- 2 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- 3 その他必要と認める事態が発生したとき

(水防活動実施報告)

第2 水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに次に定める様式による水防活動実績報告を定められた日までにオホーツク総合振興局長に2部提出するものとする。

水防活動実績報告書

自 年 月
至 年 月

(美幌町)

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左 の う ち 主 要 資 材 35 万 円 以 上 使 用 団 体 分			備 考
	団 体 数	活 動 延 べ 人 数	資 主 材 要	資 そ の 他 材	計	使 用 資 材 費			
						資 主 材 要	資 そ の 他 材	計	
振 興 局 分 前 回 迄		人	円	円	円	—			
小 計	月分	—	—			—			
	月分	—	—			—			
	月分	—	—			—			
累 計	—	—				—			
水 防 管 理 団 体 分 前 回 迄	()					—			
小 計	月分	()				—			
	月分	()				—			
	月分	()				—			
累 計						円	円	円	

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団対数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団対数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第8章 水防訓練

(水防訓練)

第1 水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、法第32条の2に定めるところにより毎年1回以上水防訓練を行うよう努めなければならない。

第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 浸水想定区域の避難確保等

(浸水想定区域の指定)

第1 法第14条の規定により、北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

(浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置)

第1 法第15条第1項の規定により市町村防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- 2 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関すること
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - (3) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）
- 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

(洪水ハザードマップ)

第1 本町では洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯へ配付している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態としている。

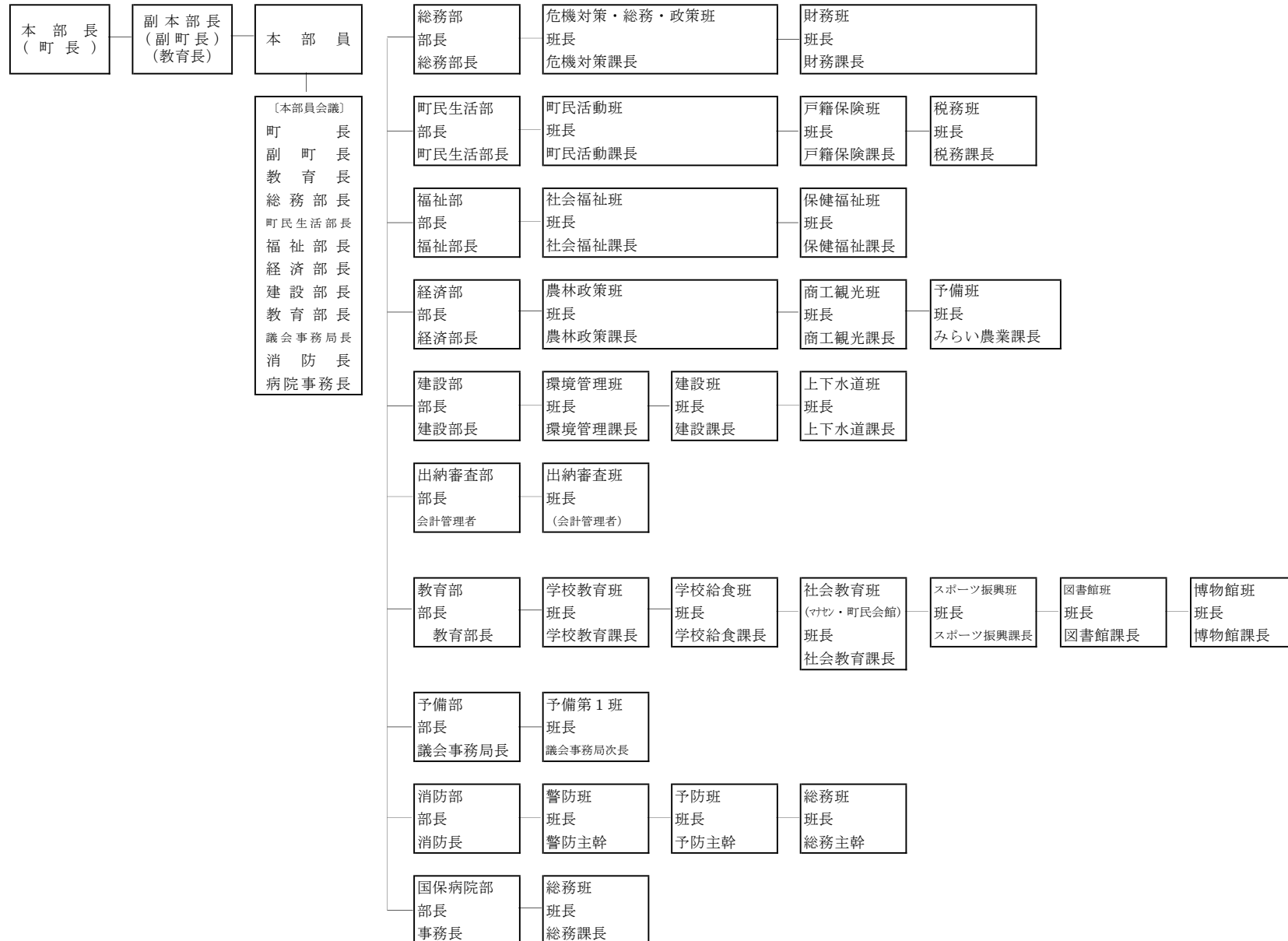
この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第1 法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

別表1 水防本部の組織



別表1 水防本部の組織

水防本部の業務分担

本部の各部、班の業務分担は、次のとおりとする。

ただし、災害の規模等によりこの限りではない。

部名	班名	業務分担
総務部	危機対策・総務・政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害対策本部等の設置に関する事。 3 防災会議に関する事。 4 気象、地震、予警報の収集及び伝達に関する事。 5 災害情報の収集及び状況報告に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 庁内の非常配備体制に関する事。 8 部内・部間の連絡調整に関する事。 9 非常時の非常通信計画の作成実施に関する事。 10 町民の避難誘導に関する事。 11 町民に対する警報、避難指示等に関する事。 12 災害に関する相談及び苦情等の処理に関する事。 13 道路の通行規制及び総合調整に関する事。 14 職員の非常招集に関する事。 15 職員等の食糧、寝具、災害出動用被服等の調達及び配布に関する事。 16 職員のり災者の調査等に関する事。 17 労務供給対策に関する事。 18 報道機関との連絡に関する事。 19 災害広報に関する事。 20 自治会及び自主防災組織に関する事。 21 その他、他の部、班に属さない事。
	財務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関する事。 2 国、道に対する要請及び報告に関する事。 3 災害統計に関する事。 4 災害現場の活動状況等に関する事。 5 災害と総合計画の調整に関する事。 6 り災者の食糧供給に関する事。 7 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事。 8 災害関係経費の経理に関する事。 9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関する事。 10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事。 11 輸送に関する事。
町民生活	町民活動班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害報道、記事及び災害写真、ビデオ等の収録に関する事。 2 災害情報の公表に関する事。 3 被災地の巡回公聴活動に関する事。 4 自治会への協力要請に関する事。

別表2 水防本部の業務分担

部名	班名	業務分担
部	戸籍保険・税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護者の調査確認に関する事。 2 救護物資の調査、配給計画の調査立案に関する事。 3 救護物資調達、保管及び配給に関する事。 4 災害死亡者の火葬及び埋葬に関する事。 5 災害による人口動態の調査把握に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 7 災害の実態並びに災者の実態調査に関する事。 8 町税減免・徴収等の措置に関する事。 9 住民の避難誘導等に関する事。 10 り災者被保険者証の再交付及び保険料の減免等の措置に関する事。
福祉部	社会福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊き出しその他による食品の給与に関する事。 2 り災者に対する見舞い金に関する事。 3 救助物資の調達及び義援金品の受付け、配布、輸送に関する事。 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事。 5 り災者に対する生活保護に関する事。 6 福祉施設の炊き出し計画及び食糧の確保に関する事。 7 保育園、コミュニティセンター、保育所、学童保育所、児童センター、子ども発達支援センター、子育て支援センター、幼児ことばの教室利用者等の避難誘導に関する事。 8 り災保育園等の医療、防疫、給食等に関する事。
	保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助法の総合調整に関する事。 2 感染症の予防に関する事。 3 防疫、消毒に関する事。 4 り災者の医療、助産に関する事。 5 り災者の相談に関する事。 6 福祉施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 7 避難施設への誘導に関する事。 8 医療機関との連絡調整に関する事。 9 北見地域保健室との連絡調整に関する事。 10 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関する事。
経済部	農林政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係被害及びり災農家の調査に関する事。 2 り災農家の援護に関する事。 3 農業関係災害復旧対策に関する事。 4 被災地の家畜の防疫等に関する事。 5 農作物、種苗等生産資材の確保に関する事。 6 農家の応急融資に関する事。 7 農地・農業用施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 8 施設入居者の避難誘導に関する事。 9 り災農家の家畜の受け入れに関する事。 10 家畜飼料の確保に関する事。 11 管理施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 12 林業関係被害の調査に関する事。 13 林業関係災害復旧対策に関する事。 14 山火事対策に関する事。 15 応急土木事業の施工に関する事。 16 治山に関する事。 17 管理施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 18 部内の連絡調整に関する事。

別表2 水防本部の業務分担

部名	班名	業務分担
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係被害及びり災商工業者の調査に関する事。 2 り災商工業者の救援に関する事。 3 災害時の消費物資の確保及び物資安定対策に関する事。 4 労働相談及び労務者の雇上げに関する事。 5 災害時の職業訓練生の出動応援要請に関する事。
	予備班 (みらい農業センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 経済部業務の遂行に関する事。 2 手薄班への緊急応援に関する事。
建設部	環境管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の環境衛生に関する事 2 災害時による塵芥、汚物の処理に関する事。 3 被災地の死亡獣畜等の運搬に関する事。 4 道路、橋梁、がけ崩れ等の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 5 災害現場活動の支援に関する事。 6 災害時の排水ポンプ等の確保及び輸送車両に関する事。 7 道路、橋梁、河川等の維持補修に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。
	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時の土木建設用資材等の確保及び輸送に関する事。 3 障害物除去の実施に関する事。 4 災害時における交通安全並びに被災地の交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関する事。 5 災害時の復旧資材の確保に関する事。 6 公営住宅、道営住宅の被災者の確認及び被害調査に関する事。 7 公営住宅、道営住宅入居者の救助及び避難施設に関する事。 8 り災者の応急仮設住宅の建設に関する事。 9 町有建築物被害調査及び災害復旧対策に関する事。 10 被災地の住宅改修事業に関する事。 11 災害時の建築用復旧資材の確保及び輸送に関する事。 12 災害時の建築許可申請に関する事。 13 災害時の建築相談及び指導に関する事。 14 災害に係る融資住宅の審査及び指導に関する事。
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水広報に関する事。 2 災害関係予算の編成に関する事。 3 応急給水及び飲料水の供給に関する事。 4 災害統計に関する事。 5 被災地の水道、下水道料金の減免に関する事。 6 災害時の復旧資材の確保に関する事。 7 水道施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 8 水源池の管理及び応急水源池の確保に関する事。 9 水道施設の復旧に関する事。 10 下水道施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 11 災害時における下水道及びし尿の処理に関する事。
出納審査部	出納審査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における出納事務に関する事。 2 災害による物品購入及び払出の検収に関する事。 3 災害における援護、見舞金品の出納保管に関する事。

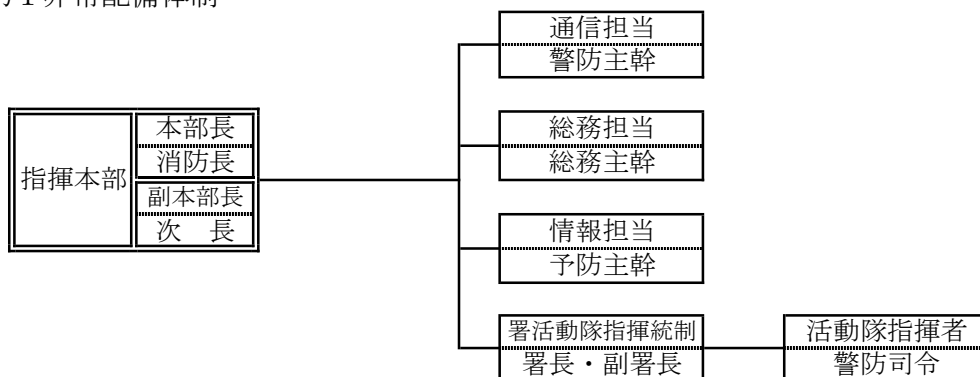
別表2 水防本部の業務分担

部名	班名	業務分担
教育部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災学校の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 2 避難等における学校施設の使用に関すること。 3 り災学校の医療、防疫、給食等に関すること。 4 り災学校の児童生徒の避難誘導に関すること。 5 災害時の教科用図書その他教材の取り扱いに関すること。 6 り災学校の児童生徒に対する学用品の貸与に関すること。 7 被災児童生徒等の応急教育対策に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。
	学校給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1 給食センター施設の応急措置及び災害復旧対策に関すること。 2 給食センター施設の応急使用に関すること。 3 避難施設及び現場活動隊への炊き出し及び輸送配布に関すること。
	社会教育班 スポーツ振興班 図書館班 博物館班	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入場者の避難誘導に関すること。 2 施設等の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 3 義援物資の配分協力に関すること。 4 配属されたボランティアの活動要領に関すること。 5 炊き出し物の配分に関すること。 6 災害時における重要図書、資料等の保管管理に関すること。 7 文化財保護及び応急対策に関すること。 8 文化財等の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 9 避難施設及び現場活動隊への炊き出し及び輸送配布に関すること。
予備部	予備班 (議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務部班業務の遂行に関すること。 2 手薄班への緊急応援に関すること。
消防部	消防本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防ぎょ活動、警戒等の実施に関すること。 2 人命救助、避難誘導等に関すること。 3 応急措置等に関すること。 4 情報収集及び広報活動に関すること。 5 行方不明者等との連絡調整に関すること。 6 消防団、関係機関等との連絡調整に関すること。 7 その他必要な活動に関すること。 8 消防団による支援に関すること。
国保病院部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の収容、治療及び助産等の業務に関すること。 2 救急医療活動に関すること。 3 医療機関との連絡に関すること。

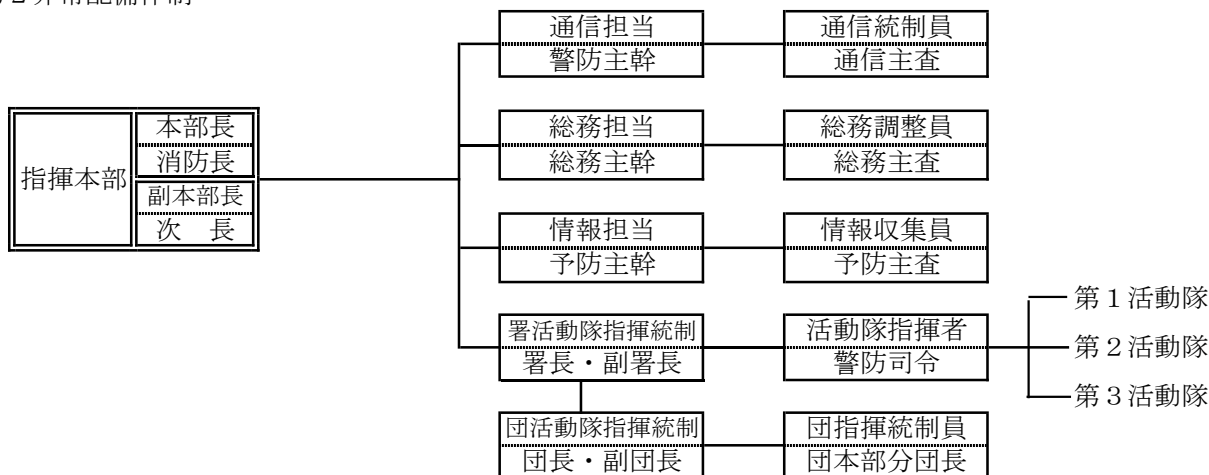
別表3

消防機関の組織（非常災害時）

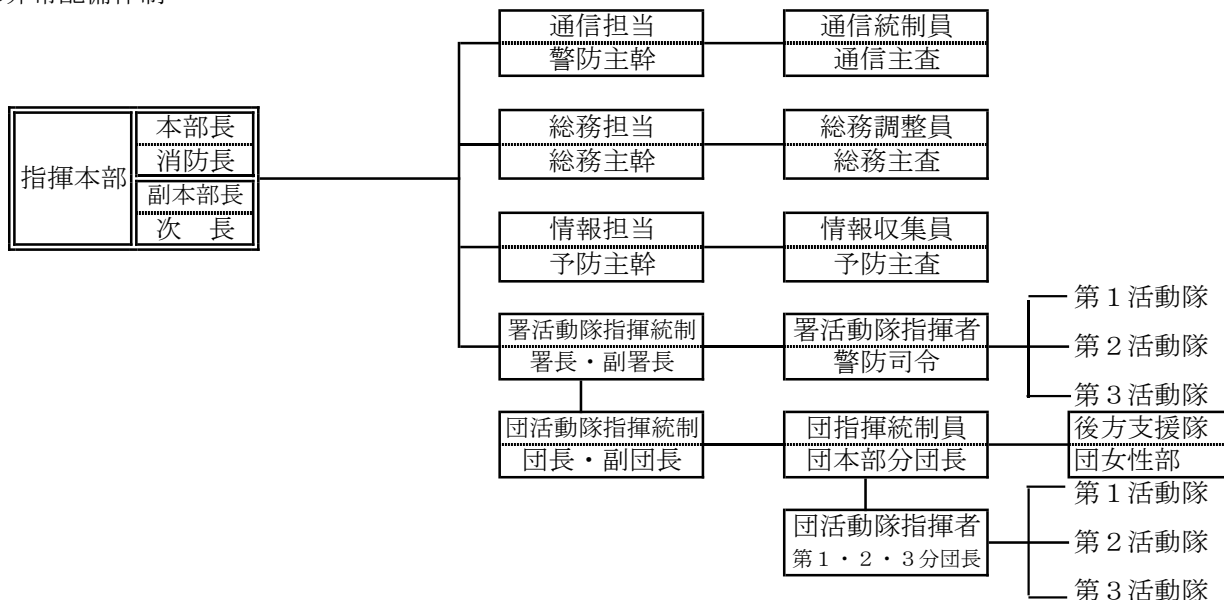
1 第1非常配備体制



2 第2非常配備体制



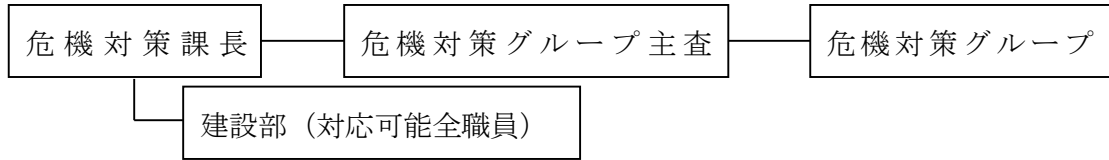
3 第3非常配備体制



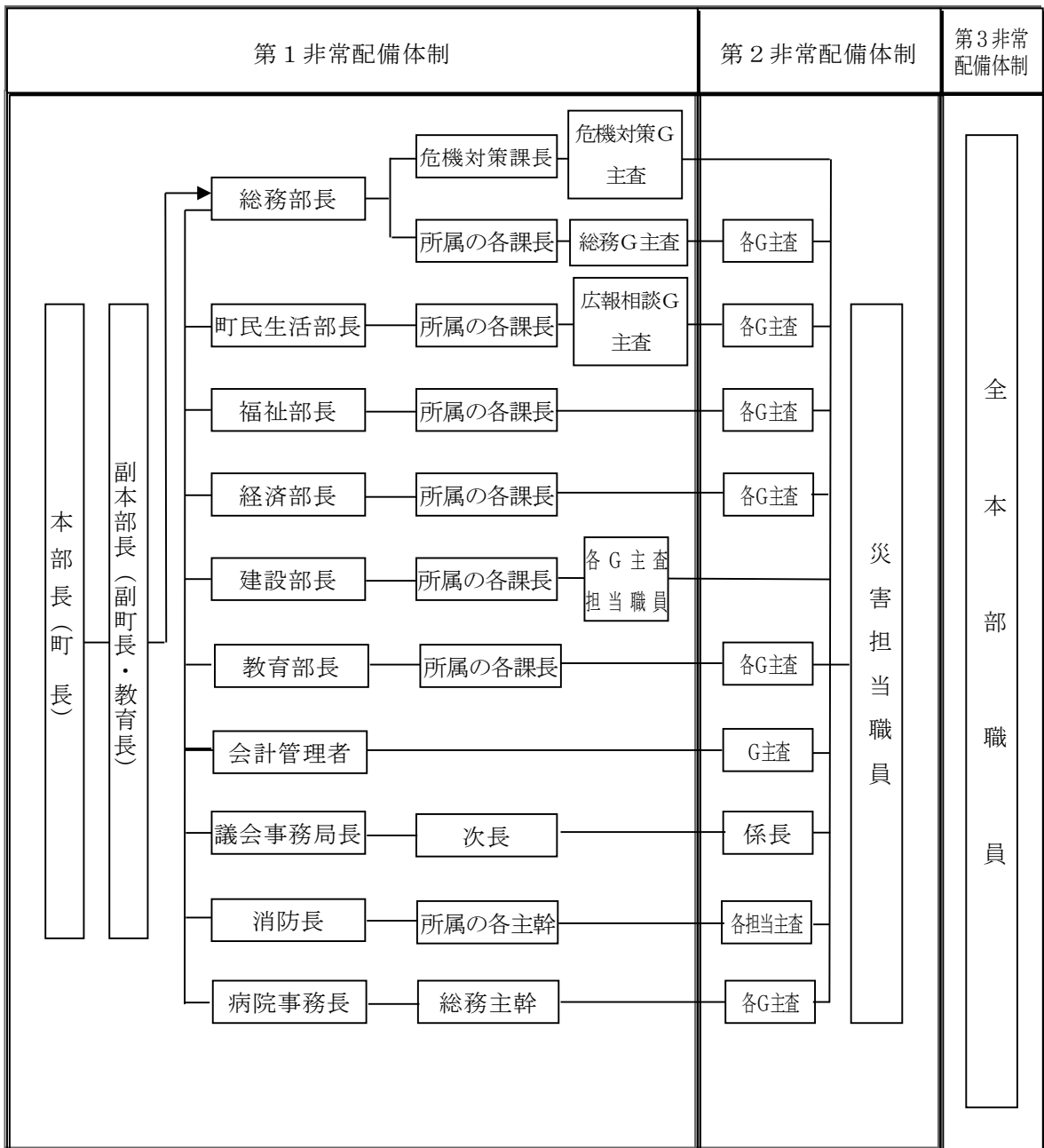
別表4

美幌町の非常配備体制の動員方法

ア 注意体制



イ 第1～第3 非常配備体制



重要水防区域・低地帯浸水区域

(1) 重要水防区域

H30. 5. 1現在

市町村名	河川名	左右岸	種別	重要度	築堤名	距離 (km)	箇所	延長 (km)	位置 (km)	計画高 水位 (m)	計画 築堤高 (m)	現況 築堤高 (m)	備考
美幌町	網走川	左岸	堤防高	B	美禽築堤	26.10~28.70		2.48	27.40	10.29	11.79	12.48	
			堤防高	B	美幌左岸築堤	29.30~29.90		0.61	29.60	12.37	13.87	14.43	
			堤防高	B	美幌左岸築堤	30.10~30.30		0.17	30.20	13.42	14.92	15.28	
			堤防高	B	美幌左岸築堤	30.70~30.90		0.23	30.80	14.75	16.25	16.05	
		右岸	堤防高	B	瑞治築堤	24.50~27.90		3.69	26.20	9.12	10.62	11.38	
			堤防高	B	美幌右岸築堤	27.90~30.10		2.00	29.00	11.83	13.33	14.11	
		左岸	堤防断面	B	美幌左岸築堤	30.50~31.30		0.82	30.80	14.75	16.25	16.05	
		右岸	堤防断面	B	瑞治築堤	24.90~25.70		0.77	25.20	8.30	9.80	10.21	
			堤防断面	B	瑞治築堤	26.50~27.10		0.90	26.80	9.71	11.21	11.67	
		左岸	法崩れすべり	B	美幌左岸築堤	33.40~33.50		0.14	33.40	21.36	22.86	23.29	堤防詳細点検
			法崩れすべり	B	美和築堤	33.70~38.60		5.21	36.00	29.53	31.03	31.79	堤防詳細点検
		—	工作物	B	網走川鉄道橋	29.10	1		29.10	11.93	13.43	13.42	※現況築堤高=桁下高
		—	工作物	B	美禽橋	29.20	1		29.20	12.02	13.52	13.64	※現況築堤高=桁下高
		—	工作物	B	上美幌橋	36.00	1		36.00	29.49	30.99	30.25	※現況築堤高=桁下高
		左岸	旧川跡	要注意	美禽築堤	26.50~26.55		0.06	26.60	9.51	11.01	11.43	
			旧川跡	要注意	美禽築堤	26.80~26.85		0.05	26.80	9.71	11.21	11.54	
			旧川跡	要注意	美禽築堤	27.30~27.40		0.10	27.40	10.29	11.79	12.48	
			旧川跡	要注意	美禽築堤	27.65~27.80		0.14	27.80	10.67	12.17	12.81	
			旧川跡	要注意	美禽築堤	28.28~28.30		0.02	28.20	11.06	12.56	13.19	
	旧川跡		要注意	美禽築堤	28.60~28.64		0.03	28.60	11.46	12.96	13.58		
	旧川跡		要注意	美幌左岸築堤	29.95~30.00		0.04	30.00	12.96	14.46	15.21		
	旧川跡		要注意	美和築堤	33.78~33.90		0.13	33.80	22.68	24.18	24.42		
	旧川跡		要注意	美和築堤	34.25~34.30		0.05	34.20	23.93	25.43	25.69		
	旧川跡		要注意	美和築堤	35.58~35.75		0.17	35.60	28.19	29.69	30.30		
	旧川跡		要注意	美和築堤	37.28~37.30		0.03	37.20	33.20	34.70	35.31		
	旧川跡		要注意	美和築堤	37.35~37.60		0.19	37.40	33.77	35.27	35.97		
	旧川跡		要注意	美和築堤	37.75~37.80		0.04	37.80	34.95	36.45	37.14		
	右岸	旧川跡	要注意	美幌右岸築堤	28.00~28.04		0.04	28.00	10.86	12.36	12.63		
		旧川跡	要注意	美幌右岸築堤	28.40~28.45		0.05	28.40	11.25	12.75	13.18		
		旧川跡	要注意	美幌右岸築堤	28.55~28.60		0.05	28.60	11.46	12.96	13.25		
		旧川跡	要注意	美幌右岸築堤	28.90~29.00		0.11	29.00	11.83	13.33	14.11		
		旧川跡	要注意	美幌右岸築堤	30.00~30.10		0.10	30.00	12.96	14.46	14.72		
	美幌川	左岸	堤防高	B	美幌川左岸築堤	2.50~2.90		0.42	2.60	12.48	13.48	13.58	
			堤防高	A	美幌川左岸築堤	2.90~3.60		0.77	3.20	13.58	14.58	14.91	
		右岸	堤防高	B	美幌川右岸築堤	2.50~2.90		0.43	2.60	12.48	13.48	13.61	
			堤防高	A	美幌川右岸築堤	2.90~3.30		0.40	3.00	13.22	14.22	14.45	
		左岸	堤防高	B	美幌川右岸築堤	3.30~3.60		0.28	3.40	13.95	14.95	15.56	
			堤防断面	B	美幌川左岸築堤	2.10~2.70		0.65	2.40	12.30	13.30	15.35	
		右岸	堤防断面	B	美幌川右岸築堤	1.70~3.10		1.48	2.40	12.30	13.30	15.07	
		—	工作物	B	美幌橋	2.39	1		2.39	12.29	13.29	13.22	※現況築堤高=桁下高
		左岸	旧川跡	要注意	美幌川左岸築堤	0.30~0.40		0.10	0.40	10.86	12.36	13.05	
			旧川跡	要注意	美幌川左岸築堤	0.45~0.50		0.05	0.40	10.86	12.36	13.05	
旧川跡			要注意	美幌川左岸築堤	0.65~0.70		0.05	0.60	10.86	12.36	12.95		
旧川跡			要注意	美幌川左岸築堤	0.75~0.80		0.05	0.80	10.86	12.36	13.07		
旧川跡			要注意	美幌川左岸築堤	2.20~2.35		0.15	2.20	12.12	13.12	13.26		
旧川跡			要注意	美幌川左岸築堤	2.50~2.55		0.06	2.60	12.48	13.48	13.58		
旧川跡			要注意	美幌川左岸築堤	2.75~2.85		0.10	2.80	12.85	13.85	14.22		
旧川跡	要注意		美幌川左岸築堤	2.95~3.00		0.05	3.00	13.22	14.22	14.58			
旧川跡	要注意		美幌川左岸築堤	3.25~3.30		0.06	3.20	13.58	14.58	14.91			
旧川跡	要注意		美幌川左岸築堤	3.50~3.60		0.12	3.60	14.32	15.32	15.62			
右岸	旧川跡	要注意	美幌川右岸築堤	1.15~1.20		0.05	1.20	11.22	12.36	14.84			
	旧川跡	要注意	美幌川右岸築堤	3.10~3.25		0.15	3.20	13.58	14.58	15.05			

(2) 低地帯の浸水区域

市町村名	図面番号	危険区域			予想される被害				法律等における指定状況				整備計画		市町村地域防災計画搭載状況	
		地区名	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令者	指定年月日	危険区域との関連全体一部	実施機関	摘要		
美幌町	A	瀬尾樋門地区	19.1	床下浸水・田畑冠水	4											○
	B	美禽樋門地区	15.7	床下浸水・田畑冠水	6											○
	C	瑞治地区	3.3	床下浸水・田畑冠水	3											○
	D	日甜地区	10.4	床下浸水	46											○
	E	美里地区	5.5													○
	F	美芳地区	5.2	床下浸水	20											○
	G	新興1地区	6.7	田畑冠水	3											○
	H	日の出地区	21.9	床下冠水	186											○
	I	新興2地区	6.3	田畑冠水	1											○
	J	稲美地区	6.2	床下浸水・田畑冠水	2											○
	K	南3東地区	1.7	床下浸水	30											○
	L	野崎地区	5.9	床下浸水・田畑冠水	36											○

別表6

水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

1 指定河川洪水予報

(1) 指定河川及び担当

水系名	河川名	担当
網走川	網走川、美幌川	網走開発建設部、網走地方气象台

(2) 洪水予報の基準水位

予報区域名	河川名	水位観測所	所在地	位置	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)
網走川	網走川	美幌	網走郡美幌町字鳥里3丁目	北緯 43° 50' 10" 東経 144° 05' 53"	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55
		本郷	網走郡大空町女満別本郷219	北緯 43° 53' 52" 東経 144° 07' 58"	2.60	3.20	5.10	5.30	5.75
美幌川	美幌川	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	北緯 43° 49' 45" 東経 144° 07' 19"	9.40	9.70	11.20	11.40	12.03

(3) 洪水予報の種類・標題

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報 (氾濫水の予報)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）

別表6 水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(4) 洪水予報の種類、危険度レベル、水位の名称、発表基準等

(網走川・美幌川の国所管河川に限る。)

危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	発表基準	町、町民の行動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位		・水防団待機
レベル2 (注意)	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位	氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・町民は氾濫に関する情報に注意 ・水防団出動
レベル3 (警戒)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達することが見込まれる場合	・町は高齢者等避難等の発令の判断
レベル4 (危険)	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位	氾濫危険水位（レベル4）に到達	・町は避難指示等の発令を判断
レベル5		堤防天端到達	氾濫の発生（レベル5）	・町民の避難完了
	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生)		<ul style="list-style-type: none"> ・逃げ遅れた町民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域町民の避難誘導

別表6 水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

(5) 水防警報の基準

水系	河川名	水位観測所	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	発表機関
網走川	網走川	美幌	網走郡美幌町字鳥里 3 丁目	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55	網走開発建設部
		本郷	網走郡大空町女満別本郷 219	2.60	3.20	5.10	5.30	5.75	
	川美幌	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	9.40	9.70	11.20	11.40	12.03	
	魚無川	魚無川	網走郡美幌町字青山南 11 地先	25.06	25.35	25.82	26.03	26.22	網走建設管理部

2 一般向けのもの

(1) 種類及び発表基準

ア 気象特別警報・警報・注意報

a 気象特別警報

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

b 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

別表6 水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

暴風雪警報	雪を伴う暴風により、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
-------	---

c 気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの被害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

イ 洪水警報及び注意報

ア 洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
--------	--

別表6 水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

イ 洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
---------	--

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

別表6 水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

(大雨警報・洪水警報を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

3 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日

にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 網走・北見・紋別地方気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、オホーツク総合振興局と網走地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

網走・北見・紋別地方で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報

別表6 水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

が府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

- ・台風に関する気象情報
- ・大雨に関する気象情報
- ・記録的短時間大雨情報
- ・その他、水防活動に密接に関連する気象情報

(7) 火災気象通報

発表官署	地域名	通報基準
網走地方 気象台	網走地方	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下、若しくは、平均風速が 12m/s 以上が予想される場合。

上記通報基準の平均風速は陸上を対象とした予測である。また、平均風速が基準以上の予測であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(8) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般向けの利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類は次のとおりである。

水防活動用気象警報	大雨特別警報・ 大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

別表6 水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

4 特別警報、警報、注意報の発表基準（基準値は予想値）

	種 類	発 表 基 準
特別警報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
警 報	暴 風	平均風速 20m/s
	暴 風 雪	平均風速 18m/s、雪による視程障害を伴う
	大 雨	(浸水害) 表面雨量指数基準：10
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準：134
	洪 水	流域雨量指数基準：木禽川流域=9.2 魚無川流域=5 駒生川流域=6.8
		複合基準：網走川流域=(5, 33.8) 美幌川流域=(5, 12.9) 魚無川流域=(5, 4.5)
指定河川洪水予報による基準：網走川【津別・美幌・本郷】・美幌川【美幌橋】		
大 雪	12時間降雪の深さ 40cm	
注 意 報	強 風	平均風速 12m/s
	風 雪	平均風速 10m/s、雪による視程障害を伴う
	大 雨	表面雨量指数基準：7
		土壌雨量指数基準：75
	洪 水	流域雨量指数基準：木禽川流域=7.3 魚無川流域=4 駒生川流域=5.4
		複合基準：網走川流域=(5, 30.4) 美幌川流域=(5, 11.6) 魚無川流域=(5, 4)
		指定河川洪水予報による基準：網走川【津別・美幌・本郷】・美幌川【美幌橋】
	大 雪	12時間降雪の深さ 25cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾 燥	最小湿度30%、実効湿度60%
	濃 霧	視程 200m
	霜	最低気温3℃以下
	な だ れ	1 24時間降雪の深さ30cm以上
		2 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低 温	5月～10月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続	
	11月～4月：(最低気温) 平年より8℃以上低い	
着 雪	気温が0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
融 雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 90mm	

別表6 水防活動用予警報等及び特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

- ※ 特別警報の発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。
- ※ 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。
なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ※ 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ※ 大雨警報・注意報級の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、町内における基準値の最低値を示す。
- ※ 洪水の欄中、「〇〇川流域＝5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数5以上」を意味する。
- ※ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

資料1

排・取水門管理状況等一覧表

河川名	図面番号	名称		場所	所管	断面形状
		右岸	左岸			
網走川	1	美禽樋門		○	美禽	2.0×2.0×26.0~1門
	2	新町樋管	○		鳥里	φ0.9×19.0~1門
	3	鳥里樋門	○		鳥里	1.2×1.2×15.0~1門
	4	川原樋門		○	美禽	1.5×1.5×23.0~1門
	5	大西樋門		○	美禽	2.0×1.5×23.0~2門
	6	鍋島樋門		○	昭野	2.0×2.0×20.0~1門
	7	東幹線頭首工樋門	○			1.6×2.0 ~2門
	8	水本樋管		○	昭野	1.8×1.0×17.0~1門
	9	昭野樋門		○	昭野	2.0×2.0×21.0~1門
	10	つつじ沢川樋門		○	美和	2.5×1.8×21.0~2門
	11	上美幌樋門		○	美和	1.2×1.2×23.0~1門
	12	庄野樋門		○	美和	1.5×1.5×24.0~1門
	13	美和取水樋門		○	美和	2.0×1.6~2門
美幌川	14	日甜樋門		○	鳥里	1.5×1.5×27.0~1門
	15	舟木樋門	○		瑞治	1.5×1.5×21.0~1門
	16	三橋樋門		○	美芳	2.0×1.8×20.0~2門
	17	魚住樋管		○	美芳	1.5×1.5×20.0~1門
	18	稲美樋門		○	日の出	2.5×2.0×12.0~1門
	19	新興樋門	○		報徳	1.5×1.5×18.0~1門
美幌川		駒生樋門		○	稲美	2.0×1.5×41.0~1門
		松田左岸樋門		○	稲美	
	20	大久保樋管	○		報徳	φ600~1門
	21	農工連取水樋門	○		報徳	
	22	木村樋管		○	稲美	φ900~1門
	23	後藤樋門	○		報徳	φ600~1門
	24	鎌仲樋門		○	稲美	φ900~1門
		鎌仲左2号樋門		○	稲美	
美幌川		鎌仲右1号樋門	○		稲美	
	25	高橋樋門	○		報徳	1.0×1.0~1門
	26	菅原2号樋門	○		田中	φ600~1門
		菅原左岸1号樋管		○	都橋	
		菅原右3号樋管	○		都橋	
	菅原3号右岸樋門	○		稲美		

資料1 排・取水門管理状況等一覧表

河川名	区 面 番 号	名 称		場所	所管	断面形状	
		右岸	左岸				
幌 川		清野右1号樋門	○		都橋	設 管 理 部	
		清野左1号樋門		○	都橋		
		加藤右岸樋門	○		都橋		
		若松地先左岸樋門		○	都橋		
		加藤地先左岸樋門		○	都橋		
		杉原地先右岸樋門	○		稲美		
		日下地先右岸樋門	○		稲美		
		清野地先左岸樋門		○	稲美		
		福住1号樋管			福住		
		福住2号樋管			福住		
木 禽 川	27	瀬尾樋門	○		美禽	網 走 開 発 建 設 部	
		城樋管			美禽		
魚 無 川		第1遊水地排水樋管			青葉	網 走 建 設 管 理 部	
		第1遊水地取水樋管			青葉		
		第2遊水地吐口樋管			美富		
		第2遊水地取水樋管			美富		

改定経過 平成29年3月 改定
平成31年3月 改定
令和3年3月 改定

美幌町地域防災計画
(水防計画)

発行
令和5年3月

発行人
美幌町防災会議
事務局 美幌町総務部危機対策課